

ヴィッテルスバッハ家の最初期の城塞シャイアンの
城塞支配権 -
特にその家修道院シャイアンの建立過程を考慮して -
(Ⅲ)

メタデータ	言語: ja 出版者: 公開日: 2023-10-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: SAKURAI Toshio メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/0002000053

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 4.0 International License.



ヴィッテルスバッハ家の最初期の城塞 シャイアンの城塞支配権

— 特にその家修道院シャイアンの建立過程を考慮して — (Ⅲ)

櫻井利夫

目次

- I. はじめに
- II. ジョルジュ・デュビイのシャテルニー概念について
- III. 初期のシャイアン＝ヴィッテルスバッハ家と城塞建設
 - 1. 初期のシャイアン＝ヴィッテルスバッハ家
 - 2. 城塞建設、シャイアン城塞とヴィッテルスバッハ城塞
 - 3. 城塞の付属物（以上65巻1号）
- IV. シャイアン城塞の城塞支配権
 - A. シャイアン修道院の建立過程から見える修道院領
 - 1. バイリツシュツェル修道院領
 - 2. フィッシュバッハウ修道院領（以上65巻2号）
 - 3. アイゼンホーフェン修道院領（本号）
 - 4. 小括
 - B. その他の教会修道院領
 - 1. フライジング司教会領
 - 2. フライジング司教座聖堂参事会領
 - 3. キューバッハ修道院領
 - 4. ヴァイエンシュテーフアン修道院領
 - 5. 小括
- V. むすび

3. アイゼンホーフエン修道院領

まず、アイゼンホーフエン修道院の前史から始めることにしたい。ハツィガの息子オットー2世は修道院をアルプス山麓のフィッシュバッハウから、アルプス前地のダハウの近く、グロンGlonn川流域の山ペーターズベルク Petersberg・バイ・アイゼンホーフエンの上のグラネック Glaneck城塞に移転した¹。移転の動機に関し、この場合にも修道院長コンラートの『シャイアン年代記』が語るところを聞くことにしたい。

【史料13】(1102年と1104年の間)²

「ただし、少し後に、……ハツィガは、現世の破滅から幸運にも退避させられたその息子たちエッケハルト並びにベルンハルト、尊者マルティンの住居並びに修道院に対して支配権を有する〔フィッシュバッハウの〕エルヒムボルト修道院長と共に、修道院長に委ねられた修道士の集団が日一日と増加するのを見て、また戒律に基づく規律の下で訓育されるべきより多くの貴族の子弟たちが自身の魂のための祈祷を求めていること、フィッシュバッハウ修道院は修道院の戒律に相応しくないこと、さらに多くの点で不利益に苦しみかつこれを招くことを考慮して、卓越した称号をもつ城主たち、すでにしばしば言及したハツィガの息子、貴族たるシャイアン伯オットー、並びに貴族たるブルゲック伯ベルトルトとの通常の協議に基づき、同城主たちの支援と助言を得て修道院の移転に成功裏に着手し、かくしてグロン川の近くのアイゼンホーフエンに移転することを決断した *Post aliquot autem decidentis temporis spacium Haziga cum filiis suis Ekkahrdo et Pernhardo ex huius mundi naufragio feliciter subtractis, Erchinboldo abatte loco et monasterio beati*

1 Weiß, Memorialkultur, S.80 (links).

2 年代決定に関しStephan, Traditionen Scheyern, Tr.5, S.12を参照。

Martini strenue regimen habente, commissumque sibi gregem de die in diem accrescere videns pluresque nobiles filios sub disciplina regulari nutriendos sibi commendare, pertractans, locum Vispach religioni monastice non aptum esse et in multis dispendium pati et habere, consilio habito cum magni nominis principibus, Ottone comite de castro Schyren, filio iam sepedictae Hazigae, et nobili comite de Pergeke Perichtoldo, mutationem loci auxilio et consilio eorum feliciter inchoavit, et Usenhoven iuxta fluvium Glana transferre disposuit.」³。

移転の動機として、第一に修道士の集団が日々増加の一途を辿っているのに対し、より多くの貴族の子弟が修道士の集団に新たに加わることを希望していること、第二にフィッシュバッハウ修道院は修道院の戒律を実践していないこと、第三に当修道院は現在多くの点で不利益に苦しみかつ今後もこれを被る恐れがあること、という三つの事情が記されている。第一の動機は修道院による修道士を収容する能力の問題、第二の動機は修道院の戒律を実践していないという宗教的動機、最後の動機は修道院が不利益に見舞われているという経済的なまたは実際の動機として整理される。

しかし、他方で、上述のようにバイリツシュツェルからフィッシュバッハウへの移転距離は10km弱であるのに対して、フィッシュバッハウからアイゼンホーフェンへの移転距離は約84kmと比較にならないほどに遠距離であった。しかもアイゼンホーフェンから北東へ約20kmの地点にシャイアン城塞、北北西へ約17kmの地点には、間もなく新たに整備されシャイアン家の移転先となるヴィッテルスバッハ城塞、東南東へ約13kmの地点にシャイアン伯の一傍系たるダハウ伯のダハウ城塞が位置する⁴。このように、アイゼンホー

3 Jaffé, MGH SS 17, S.618f., Absatz 10 ; Joannis, Chronicon Schirensis, S.11f. ; Stephan, Traditionen Scheyern, Tr.5.

4 Auto Atlas Deutschland-Europa 92/93, 1992, Novo Editions, S.145D4 (Eisenhofen), S.145E3 (Scheyern), S.144C3 (Wittelsbach), S.145E4 (Dachau).

エン＝ペータースベルクはバイリッシュツェルとフィッシュェバッハウという周縁地帯に位置した先行修道院とは比較にならないほど濃厚にシャイアン伯の支配領域の中心部に位置し、この伯の中核領域の近くの方に押し出された場所であった⁵。したがって、アイゼンホーフェンへの修道院移転の動機として、上記三つの事情の他に、政治的支配関係に関わる動機ないし権力政策的動機もまた考慮される必要がある⁶。この種の動機は以下の行論の過程からも、感知されることになろう。

次に、ブルゲック伯ベルトルト Graf Bertold von Burgeck [comes de Pergeke Perichtoldus] に関し、『シャイアン年代記』は詳細を語らないが、しかし次の史料の下線部はオットーとベルトルトがいかなる関係にあるかを示唆する。

【史料14】

「……上記の伯たち、すなわちオットーとベルトルトは、多くの者から見て明らかであったように、その時まで相互間で祖先以来共有のものとして、……グラフシャフト・オーゼンのグロンと呼ばれる川の近くで、昔からアイゼンホーフェン及びグラネック城塞と呼ばれ、あるいはまた聖ペータースベルクと呼ばれる上記の場所を所有した…… predicti comites, Otto videlicet et Perichtoldus, prefatum locum communem inter se a parentibus, uti pluribus patuit, eatenus habuere, ………, iuxta fluvium qui dicitur Glana, in comitatu Ousen, quod Usenhoven antiquitus et castrum Galnecke, modo autem mons sancti Petri nuncpatur.」と（下線＝筆者）⁷。

この史料の下線部は両者は祖先以来アイゼンホーフェン城塞を共有する関係であると述べるに止まり、具体的な親族関係には言及していない。しかし、

5 Schmid, Margarethenzell, S.55 (links).

6 Wagner, Graf Berthold und die Civitas Burgeck, S.91.

7 Jaffé, MGH SS 17, S.618f., Absatz 11.

R・ヴァーグナーは「ヴィッテルスバッハ家はその親戚の一人、ブルゲック伯ベルトルトをして、彼が所有する財産上の権利を自家の修道院建立に提供させた」と述べて、ベルトルトをシャイアン＝ヴィッテルスバッハ家の家修道院アイゼンホーフエンの建立に協力させたことを明言する⁸。シャイアン＝ヴィッテルスバッハ家による修道院建立への協力要請とベルトルトによる応諾は、両者が親戚であったが故にこそ成り立つ相談事であったと考えるほかない。この問題に関し、A・シュミットはベルトルトもまた「〔シャイアン〕伯の家系団体に属した」、あるいはChr・ラターLaterはベルトルトをシャイアン伯「オットー〔2世〕の近い親戚」と述べる⁹。さらに、ベルトルトはレヒスゲミュントLechsgemünd伯クーンKunoの息子であった¹⁰。このクーンとシャイアン伯の始祖オットー1世（オットー2世の父親）は兄弟であった¹¹。またベルトルトの姓フォン・ブルゲックの基礎となっているブルゲック城塞は、市場ゲマインデ・ペトメスGem. Pöttmesに位置したヴァーゲンベルクWagesenbergに近接した城塞と同一視されている¹²。

アイゼンホーフエンへの移転は、シャイアン伯オットーとブルゲック伯ベルトルトの両伯が共同所有する既存のグラネック城塞の中へ移転する形で行なわれた¹³。修道院建立の際に、この二人の城主は家系内部の取決めに従い、グラネック城塞とその付属所領をフィッシュバッハウの修道院内居住者に、

8 Wagner, Graf Berthold und die Civitas Burgeck, S.107.

9 Schmid, Margarethenzell, S.55 (links) ; Later, Von der Burg zum Kloster, S.21 (links).

10 Camillo Trotter, Graf Berthold von „Burgeck“, Blätter des Bayerischen Landesvereins für Familienkunde 5, 1927, S.55.

11 Franz Tyroller, Die Grafen von Lechsgemünd und ihre Verwandten, in : Neuburger Kollektanenblatt 107, 1953, S.33.

12 Wagner, Graf Berthold und die Civitas Burgeck, S.97-101, bes. S.100, 101 ; Stephan, Traditionen Scheyern, S.14 ; Günther Florschütz, Burg und Herrschaft Wittelsbach zur Zeit der Pfalzgrafen, in : Aichach im Mittelalter, S.31.

13 Schmid, Margarethenzell, S.55 (links).

新たな安住の地として譲与した¹⁴。彼らが共有する城塞とこれに付属する所領は分割した上で修道院に譲渡された。新たな修道院属教会も建立され、両建立者は各々、自身が譲渡した元来の持分区域に独自の祭壇を建立した¹⁵。さらにハツィガ、その二人の息子ベルンハルトとオットー2世、及びブルゲック伯ベルトルトはアイゼンホーフェンの直近の周囲において、それ以外の土地とその他の教会を修道院に基本財産として贈与した¹⁶。次いで、その他の貴族たちもかなり遠隔地に位置する所領を贈与した（後に詳述）。なお『シャイアン年代記』の中で贈与者として記されるのは、ハツィガ、その息子ベルンハルトとオットーの兄弟、ブルゲック伯ベルトルトの4名であり、移転との関連で【史料13】に登場するハツィガのもう一人の息子エッケハルトが贈与者として現れることはなかった。エッケハルトは上述の移転時期（1102年と1104年の間）の直前、1100年に死亡していたのである¹⁷。

修道院の建立に当たり、主要建立者の一人ブルゲック伯ベルトルトがオットーとの共有城塞グラネックの城壁内部の土地を分割することを通じて、双方の持分の境界を確定することから始めた。その上で、オットーは東側の自身の持分区域に使徒の頭聖ペトロの栄光のために祭壇を建立したのに対し、ベルトルトは西側の自身の持分区域に聖マルティンの栄光のために祭壇を建立した。以上の事柄に関する史料は次の通りである。

【史料15】

「このようにしてそこに使徒の頭聖ペトロの栄光のために修道院が建立された時に、伯すなわちベルトルトにより、〔グラネック城塞の〕環状

14 Jaffé, MGH SS 17, S.618f., Absatz 11.

15 Jaffé, MGH SS 17, S.618f., Absatz 11 ; Stephan, Traditionen Scheyern, S.13f. ; Schmid, Margarethenzell, S.55 (links).

16 Jaffé, MGH SS 17, S.618f., Absatz 12, 13 ; Schmid, Margarethenzell, S.55 (rechts).

17 本誌65巻2号104頁を参照。

城壁の内部の敷地で双方の持分の境界が閉じられた。すなわち、東側の礼拝堂に位置し尊者聖ペトロの栄光のために献堂された祭壇はオットーの持分に移行した。これに対し、反対側〔西側〕に尊者マルティンの栄光のために建立された祭壇は、他方の伯〔ベルトルト〕の持分区域に建立されたものとして現れた*Constructo itaque inibi monasterio in honore beati Petri principis apostolorum a comite scilicet Perichtoldo, partium termini utrorumque infra murorum ambitum clausi sunt ; et altare quoddam in orientali theca positum, in honore beati Petri consecratum, parti Ottonis cessit ; aliud vero ex adverso occidentalis plage constitutum altare in honore beati Martini in parte alterius comitis locatum apparuit.*」¹⁸。

次に、一見して不思議なことに、シャイアン家の共同建立者たち、ハツィガとその息子ベルンハルトは挙ってベルトルトの建立になる聖マルティンの祭壇に対し修道院建立のための基本財産を贈与している。これに関する史料は以下の通りである。

【史料16】

「かくして、伯オットーのすでにしばしば言及した母親、故ハツィガは、上述したように、残りの二人の息子のいずれも伯たるベルンハルトとエッケハルトと共に、ほかに、どこで手に入れたのであれ、司教聖マルティンの聖遺物に対し、また同じくその他の聖人たちの聖遺物に対し、遠くにまたは近くに位置し家章の下にある所領ないし土地を、多くの証人の面前で贈与した*Itaque iam sepedicta Ottonis comitis parens, beate memorie comitissa Haziga, ut supra dictum est, cum reliquis duobus filiis suis, comitibus Pernharto scilicet et Ekkhardo, supra reliquias beati Martini presulis et aliorum*

18 Jaffé MGH SS 17, S.618, Absatz 11 ; Joannis, Chronicon Schirense, S.9.

item sanctorum, quas undecunque collegerat, bona vel predia longe seu prope posita sub cyrographo et multis coram testibus donarat.」¹⁹。

なお、ここで贈与者として語られるエツケハルトは、先に述べたように1100年にすでに死亡したために、実際には贈与行為に参加していない。このことは後述からも明らかとなるであろう。またこの史料では、シャイアン家の人々が贈与する財産について具体的な記述はまだ見られない。

続いて、これもまた不思議なことに、シャイアン家のオットーもまた、ブルゲック伯の建立になる聖マルティンの祭壇に財産を贈与している。さらに、これは自然な行為であろうが、当のベルトルトは自身が建立したこの聖マルティンの祭壇に対して、多くの基本財産を贈与している。このオットーとベルトルトが聖マルティンの祭壇に対して実行した贈与に関し、『シャイアン年代記』の記述は次の通りである。

【史料17】

「しかし、その少し後に、上記ですでにしばしば言及した伯オットーは、その母親と兄弟たちが他界した時に、先にすでに述べた聖マルティンの聖遺物を垣で囲み、同時に同区域で自身が所有する城塞直属農場を、隣接する数モルゲンの面積の耕地及び森林と共に、所領またはこれに属する体僕と共に聖堂の献堂式の際に、我々の叙述によれば伯ベルトルトの区域に設置された〔聖マルティンの〕祭壇の印章に懸けて、証人の面前で全く異論を受けずに所有物としてこの聖所の聖遺物に対して譲渡した。かくして、それに続き伯ベルトルトはフライジング司教ハインリッヒにより西暦1100年に行なわれたこの修道院の献堂式……の日に遅滞なく、自身の土地・非自由人・地代・財産ないし彼の全財産のうちい

19 Jaffé, MGH SS 17, S.618, Absatz 11 ; Joannis, Chronicon Schirense, S.9. さらに Wagner, Graf Berthold und die Civitas Burgeck, S.91も参照。

かなるものであろうとも、その最も主要な部分を聖マルティンの祭壇のために譲与した。また伯ベルトルトは有効な財産譲渡証書に基づき、いかなる異議も受けずに、上述したように、バイエルンで所有したそのすべての土地を〔自身が建立した〕聖マルティンの祭壇——この祭壇もまた同伯の持分領域に位置したが——のために、主なる神、聖母マリア、使徒聖ペトロ、聖ベネディクトゥスに譲渡した。——彼が行なったこの譲渡から、我々が述べたように、バイエルンに位置した所領、すなわちブルゲック *Purgeka* と呼ばれる城塞定住地 *civitas*、及び同城塞の近くに位置するベルガ *Perga* と呼ばれる村落を除外し、さらに彼のミニステリアーレンをも、同ミニステリアーレンが保持したもののすべての物と共に除外した——……以上のことは西暦1107年、教皇パスカリス2世と皇帝ハインリッヒ5世の時代に……実行された *Post aliquot autem decidentis temporis spacium, supra memoratus iam sepenumero comes Otto, matre sua et fratribus ex hac luce subtractis, ante iam dictas sancti Martini reliquas clausit, cum prediis mancipiisve ad eas pertinentibus, in dedicatione templi sub sigillo altaris, quod locatum iam diximus in parte Perichtoldi comitis, et locum illic ad se pertinentem cum aliquibus agrorum et silve adiacentis iugeribus, sine aliqua prorsus contradictione supra eiusdem sanctuarii reliquias in proprietatem sub testimonio tradidit. Exinde comes Perichtoldus iam nil moratus in die dedicationis eiusdem monasterii, que facta est a Frisingensis ecclesie episcopo Heinrico nomine.....anno dominice incarnationis 1100 precipuam partem predictorum suorum, mancipiorum, censuum, pecuniarum seu quarumcunque rerum ex toto id est super altare sancti Martini delegavit. Et potenti manu contradidit domino Deo, sancte Marie, sancto Petro apostolo, sancto Benedicto absque ulla contradictione omnia predia sua que in Bawaria possederat, super altare sancti Martini ut supra dictum est, quod et altare in parte ipsius comitis situm erat —— de hac traditione quam fecerat, exceptit quedam, que ut diximus*

in Bawaria sita sunt, scilicet civitatem que dicitur Purgeka, et vicum quendam qui dicitur Perga iuxta eandem civitatem positum, insuper etiam ministeriales suos exceptit cum omnibus, que ipsi iure possederunt. Acta sunt hec anno dominice incarnationis 1107 temporibus Paschalis secundi pape et domini Heinrichi quinti imperatoris, ...」²⁰。

この史料によると、先ずシャイアン伯オットーは、その母親と兄弟たちの他界後に、聖マルティンの祭壇の区域つまりバルトルトの持分区域に位置する自身の城塞直属農場を、隣接する数モルゲンの面積の耕地及び森林と共に、さらにその他の所領やこれに属する体僕（従属農民）と共に、聖堂の献堂式の際に聖マルティンの祭壇ないし聖遺物に対し譲渡した。オットーが譲渡した以上の所領の位置に関して改めて確認しておくならば、先ずそのフロンホーフは、前頁で述べたように、グラネック（アイゼンホーフェン）城塞上の「聖マルティンの祭壇の区域」（「バルトルトの持分区域」）に含まれ

20 Jaffé MGH SS 17, S.618f., Absatz 12 ; Joannis, Chronicon Schirensis, S.9-11. なお城塞直属農場（locus, Burghofstatt）に関し、フェーデが日常的に猖獗を極めた中世盛期に、辺鄙な場所への城塞建設に伴い家族と取り巻きの家臣のための日常的な糊口の資を確保するために、城主は城塞の直近に位置したできればその保護領域に取り込まれた独自の用益地（利用区域）を必要とした。城塞直属農場はこの用益地の中心をなす農場であった。また城塞直属農場と用益地は城塞の付属物——言わば城塞に不可欠の存在をなす小規模領域——を構成し、菜園と果樹園、牧草地並びに牧場、休耕地、周囲の森林ないし叢林、沼沢地がこの付属物の具体的な内容をなす。この付属物は、EinfangないしBifangつまり一般的な意味での「囲まれた」平地を構成する。この城塞の「囲まれた」平地は時として城塞平和領域ないし城塞免除地Burgfriede-oder freiheitと一致し、これと同様に弩の矢の投射を通じて画定された。この領域は通例柵により囲まれていた。この柵は、一方ではここから城主の個別的利用権が始まり、他方では近隣の村落仲間とアルメンデ仲間との共同放牧権が止むことを示す象徴であった。要するに城塞直属農場と城塞付属の囲い地（用益地）は、アルメンデから切り離された特別領域なのであった。以上のことに関し、K. S. Bader, Burghofstatt und Herrschaftseigen. Ländliche Nutzungsformen im herrschaftlichen Bereich, in : VuF, Bd.19 Teil 2, 1976, S.257, S.259ff., S.261f.を参照。

ていた。またその他の耕地、森林、所領と従属農民はこのフローンホーフに隣接していた。したがって、シャイアン伯オットーの贈与財産はグラネック（アイゼンホーフェン）城塞とその周囲に存在する城塞の付属物であったと捉えてよい筈である。この贈与財産を「グラネック（アイゼンホーフェン）城塞への伯オットーの付属所領」と呼ぶことにしたい。この贈与財産もまた元来グラネック城塞への伯オットーの付属物であったものから、新たに建立されたアイゼンホーフェン修道院のフォークタイ所領と化したものと言わなければならない。

これに対し、ベルトルトはブルゲック城塞と同城塞に近接する村落ベルガ、及び彼のミニステリアーレンとこれらの者が保持する物すべてを除外して、彼がバイエルンで所有するすべての土地を自身の建立になる聖マルティンの祭壇に贈与している。したがって、ベルトルトはオットーらシャイアン家の側による聖マルティン祭壇への財産贈与と相互互恵的に、シャイアン家のオットーの建立による聖ペトロ祭壇への財産贈与を全く行っていない。したがって、シャイアン家によるベルトルトの聖マルティン祭壇への財産贈与は片務的であり、かつ双方の祭壇への相互的な財産贈与の形を取っていないことはむしろ奇妙な印象を与えるものと言わざるをえない。のみならず、自身の聖マルティン祭壇へのベルトルトの贈与財産は、彼の——命名の基礎となった城塞であるが故に恐らく本拠——城塞ブルゲックとこれに近接した村落ベルガ、及び彼のミニステリアーレンとこれに関わる財産を除き、彼がバイエルン地方で所有するすべての土地財産から構成されるものであった。P・フリートもまた伯ベルトルトが贈与から除外しかつ留保した財産に関し「伯ベルトルトは本拠地のみを手元に残し」という言い方をしている²¹。ベ

21 Fried, Zur Frühgeschichte der Wittelsbacher und des Klosters Scheyern, S.21.この本拠地（ブルゲック城塞とこれに近接する村落ベルガ）はベルトルトの所有物ではなく、帝国財産であったために、修道院への贈与から除外された（Wagner, Graf Berthold und die Civitas Burgeck, S.106）。

ルトルトは上記史料にいう正に「全財産のうちex toto」「最も主要な部分を *precipuum partem*」贈与したのであった。他方で、シャイアン家の人々による贈与財産について、この種の表現は使われていない。シャイアン家による贈与の態様とベルトルトによる贈与の態様に大きな落差があること、またベルトルトの聖マルティン祭壇にこの両家が多く財産を集中的に贈与したのはいかなる理由によるのか、という疑問が浮かんでこざるをえない。この問題には後に再び言及することにした。

またこの史料では、オットーの贈与財産の所在地について具体的な記述が見られるが、ベルトルトの贈与財産については、具体的な記述はまだ見られない。オットーのその他の贈与財産とベルトルトの贈与財産について、具体的な記述は後掲の史料に現れる。さらに、修道院の献堂式の年代が1100年と書かれていることに関し、フーシュベルクHuschbergによると、『シャイアン年代記』の作者コンラートは、この箇所を „M.C. ..“ [11・年] と空白を残して記し、年代を不完全に記述するに止めたという²²。しかし、フーシュベルクによると、コンラートは他方で、フィッシュバッハウからアイゼンホーフェンへの修道院移転を確認する皇帝ハインリッヒ5世の証書の作成年代(1107年)に依拠し、上記【史料17】の末尾で1107年に言及しているために、献堂式の年代も1107年である²³。

次に、ハツイガ、その二人の息子ベルンハルト並びにオットー、ブルゲック伯ベルトルトの順番に各人の贈与財産に関する史料を見ることにしたい。先ずハツイガの贈与財産である。

【史料18】(1102-1104年)²⁴

「上記の各人により譲渡された自由財産または所領は以下である。す

22 Huscheberg, Kloster Scheyern, S.234. Vgl. auch Fried (Hg.), Chronik, S.26Anm.41a.

23 皇帝の特権付与状に関しMB X, S.441-446、特に問題の年代に関し**cbenda**, S.446を参照。

24 この年代決定はStephan, Traditionen Scheyern, Tr.5a), S.12による。

なわち、ハツィガは先ず以下のものを。ヘークリング並びにヴィリングの十分の一税、並びに同村落〔ヘークリング〕に属する若干の自由財産、アマースドルフのフローンホーフ1、ケックブルンKöckbrunnのフローンホーフ1、アーラインAhrainのフローンホーフ1、フントハムHundham [Hovie] のフローンホーフ1、リウツェナヘーゼLiuzenaheseのフローンホーフ1、グラーフィングのフローンホーフ1、並びにそれら各々の付属物、ツイラータールの所有地、トゥリンズの1フーフエ、フリーデンドルフFriedendorfの1フーフエとエンスドルフ・アム・レーゲンEntzendorf am Regenの1フーフエ、シュヴァントSchwand (Oberpfalz) の8フーフエ。またかくして、同ハツィガは自身の三人の息子、エッケハルト、バルンハルトとオットーの当てがわれた手を通じて、自身に属したすべてのファミリアと共に、またさらにポーツェンBozen (南ティロール) の葡萄畑と共に、端的にあらゆる異議を受けずに〔ベルトルトが建立した〕聖マルティンの祭壇に贈与したPredia autem vel ville a quibuscunque predictorum traditae hae sunt. Haziga primitus hec : Hegelingen cum decima apud Willingen, et allodiis quibusdam ad eandem villam pertinentibus, et curtiferum unum apud Amindorf, et Choheprunnen, et Hugenrain, Hovie, Liuzenahese, Gravingen cum pertinentiis quibusque suis, et predium suum in Cylarestale, et mansum suum apud Trunnes, Fridendorf, item et Enzensdorf iuxta fluvium Regan, apud Swianta 8 mansos. Haec itaque adhibita manu trium filiorum suorum Echehardi, Pernhardi et Ottonis, cum omni que ad hec pertinuit familia, et cum quadam item apud Pausanum vinea, ad altare sancti Martini, absque omni prorsus contradictione, tradidit.]²⁵。

25 Jaffé, MGH SS 17, S.619, Absatz 13 ; Stephan, Traditionen Scheyern, Tr.5a, S.16f.; MB X, S.390, 445f. ; Johann Friedrich Böhrer, Fontes rerum germanicarum III, 1853, S.506 ; Joannis, Chronicon Schirensis, 1716, 11f.

この史料に現れる所領のうち、ヘークリング、アマースドルフ、グラーフ
 イング、ヴィリング、ツイラータール、トゥリンズ、ポーツェンの所領はす
 べて、始祖ハツィガがバイリッシュツェル修道院に贈与した上記【史料8】
 に現れる所領、つまり上述の「シャイアン家から贈与されたバイリッシュツ
 ェル修道院所領群（Ⅱ）」に対応している。ハツィガはかつてこの修道院に
 贈与した所領を、今度は、新たに建立されるアイゼンホーフェン修道院に振
 り換えて贈与し直したのである。また言うまでもなく、その他の所領、つま
 りケックブルン、アーライン、アウアーバウアーAuerbauer（＝フントハム）、
 リウツェナハーゼ（ライツァッハ峡谷Leitzachtalの廃村）、フリーデンドルフ
 Friedendorf、エンツェンドルフ・アム・レーゲンEntzendorf am Regen、シュ
 ヴァントSchwandの7つの所領は、今回ハツィガが新たに聖マルティンの祭
 壇ないしアイゼンホーフェン修道院に贈与したものである²⁶。この7つの所領
 を「ハツィガにより新たに贈与されたアイゼンホーフェン修道院所領群」と
 呼ぶことにしたい。なおフリーデンドルフ、エンツェンドルフ・アム・レー
 ゲンとシュヴァントは、ハツィガが初婚の夫ヘルマン・フォン・カストウル
 から受領した財産である²⁷。続いてベルンハルトによる贈与財産についての
 史料は以下の通りである。

26 位置に関し、ケックブルンはGem.Bad Aibling、アーラインはGem.Irschenbergに位置
 することに関し、Stephan, Traditionen Scheyern, Tr.5a), S.12を参照。HovieはHundhamに
 比定されることに関しHundt, Scheyern, Nr.432 ; Fried (Hg.), Chronik, S.27Anm.44a)、また
 Hundhamはアウアーバウアーに比定されることに関しHAB 17, S.150、またアウアーバウ
 アーはGem. Fischbachauに位置することに関しStephan, Traditionen Scheyern, Tr.5a), S.12を
 参照。リウツェナハーゼはライツァッハ峡谷の廃村であること、またフリーデンドルフ
 はGem.Weiding LK Chamに位置することに関し、Stephan, Traditionen Scheyern, Tr.5a), S.12
 を参照。エンツェンドルフ・アム・レーゲンとシュヴァント (Oberpfalz) は、フリーデ
 ンドルフと同様にドナウ河の北部のノルトガウNordgauに位置する。Stephan, Traditionen
 Scheyern, Tr.5, Vorbemerkung, S.15.

27 Stephan, Traditionen Scheyern, Tr.5, Vorbemerkung, S.15.

【史料19】

「他方で、家長ハツィガの息子、伯ベルンハルトは以下のものを。すなわち、ヴィリングのフローンホーフ2及びゲティングGöttingのフローンホーフ1並びに複数のマンسسとその他これらの所領へのその他の付属物、ヘークリングの1マンسس、ハイトハウゼンHaidhausenのフローンホーフ1とモーザッハMoosachのフローンホーフ1、フェルトモヒングFeldmochingのフローンホーフ2、さらにポーツェンの葡萄畑2、アムパーAmper川の東側で同人の持分に属したすべての財産、すなわち、同じくハウゼンHausen、ミテルシュテッテンMittelstetten、ヴェヒテリングWächtering、エティングEtting、ヴェンゲンWengen、デュルンハルトDürnhardの各所領、またザリングベルクSallingbergの葡萄畑2つとヘルツハウゼンHörzhausen並びにフローンホーフ、ブリュールホーフと共に、またこれら各々のすべての付属物と共に〔ベルトルトが建立した聖マルティンの祭壇に贈与した〕Filius domine Hazige Pernhardus vero comes hec : Willingan duos curtiferos, et Gotingen curtiferum unum cum mansis et aliis ad hec pertinentibus, Hegilingen unum mansum, apud Herthusen curtiferum unum, Mosaha unum curtiferum, Veltmochingen duos curtiferos, vineas insuper suas apud Pausanum, et omnia que illi in particionem obvenerant in orientali parte fluminis Ambare, predium item suum apud Husen, et Mittelesteten, et Wehteringen, et Otingen, et Wenge, et Harda, et vineas suas apud Saligenberch, et Herteshusen cum curtifero uno, Brule, et omnibus ad singula hec pertinentibus.」²⁸。

28 Jaffé, MGH SS 17, S.619, Absatz 13 ; Stephan, Traditionen Scheyern, Tr.5b, S.17 ; MB X, S.390,446 ; Böhrner, Fontes III, S.506 ; Joannis, Chronicon Schirense, 12. ゲティングはかつてGem.Bruckmühlに属し、ハイトハウゼン、モーザッハとフェルトモヒングの三か所はすべて、ミュンヒェンの都市区をなし、ハウゼン、ミテルシュテッテン、ヴェヒテリング、エティングの4か所はすべて都市ラインRain LK Donau-Riesに属し、ヴェンゲンはGem.Burgheim LK Neuburg-Schrobenhausenに、デュルンハルトはGem.Biburg Kelheimに、ザリ

したがって、シャイアン家のベルンハルトは従来保持してきたヴィリング、ヘークリング、ハイトハウゼン、モーザッハ、フェルトモヒング、ポーツェンの各所領、またアムパー川左岸、ハウゼン、ミテルシュテッテン、ヴェヒテリング、エティンゲ、ヴェンゲン、デュルンハルト、ザリングバルクとヘルツハウゼン及びその近隣のブリュールホーフで保持した財産を、ブルゲック伯ベルトルトの聖マルティンの祭壇ないしアイゼンホーフエン修道院に贈与したことが明らかとなる。次はシャイアン家のオットーによる贈与である。これを記す史料の記述は下記の通りである。

【史料20】

「他方で、やはり家長ハツイガの息子、伯オットーは以下のものを。つまり、ホーエンブルンHohenprunn、イーバーゼーÜberseのフローンホーフ1と2フーフエの土地、及びこれへの付属物を〔ベルトルトが建立した聖マルティンの祭壇に贈与した〕 *Otto vero comes, etiam filius domine Hazige, haec : Hohenbrunnen, Überse curtiferum unum et duos mansos, necnon ad hec pertinentia.*」²⁹。

したがって、明らかにシャイアン伯オットーはこの時まで所有したホーエ

ングバルクはGem.Rohr LK Kelheimに、ヘルツハウゼンは都市Schrobenhausenに属する。以上の場所の比定に関しStephan, Traditionen Scheyern, Tr.5, Vorbemerkung, S.12b)を参照。またハイトハウゼン以外について、Fried (Hg.), „Brühl“ Chronik, S.28Anm.44b.も参照。ブリュールホーフはヘルツハウゼンの近くの廃村 (Stephan, Urkunden Scheyern, 3. Orts- und Personenverzeichnis. S.295 (rechts), Stichwort „Brühlhof“)。

ヴィリングとヘークリングの位置に関し前出【史料5】と【史料8】との関連ですでに言及した。

29 Jaffé, MGH SS 17, S.619, Absatz 13 ; Stephan, Traditionen Scheyern, Tr.5c, S.17; MB X, S.390, 446 ; Böhmer, Fontes III, S.506 ; Joannis, Chronicon Schirensis, 12. ホーエンブルンはGem. LK Münchenに属する。その位置に関しAuto Atlas Deutschland-Europa 92/93, S.158 A2を参照。イーバーゼーはGem. LK Traunsteinに属する。その位置に関し**ebenda**, S.159E /F4を参照。

ンブルンとイーバーゼーの自由財産をベルトルトの聖マルティンの祭壇ないしアイゼンホーフエン修道院に贈与したのである。オットーの場合に、母親ハツィガ、兄弟ベルンハルト及び次に言及するブルゲック伯ベルトルトの場合と比べて、贈与財産は目立って少ない。その理由は恐らくオットーは【史料17】より明らかとなる財産をすでに贈与していたことに求められよう。次に、ベルトルトによる贈与に関する史料の記述は以下の通りである。

【史料21】

「他方で、ブルゲック伯ベルトルトは以下のものを。ホルツキルヒェン Holzkirchen のフローンホーフ2と同地のバシリカ聖堂並びに所有した権利、バルク・イム・ガウ Berg im Gau の教会並びに十分の一税、ラムパーツホーフエン Lampertshofen のフローンホーフ1、同じくエーデルスハウゼン Edelshausen の教会並びに十分の一税とフローンホーフ3、ヴァッヒェンホーフエン Wachenhofen のフローンホーフ1、ジクマーツハウゼン Sigmertshausen の土地4フーフエ、ヴァルカーツホーフエン Walkertshofen の教会並びに十分の一税と2つのフローンホーフ、エヒング Eching の教会とフローンホーフ1、グラインシュテッテン Grainstetten、ピーゼンハウゼン Piesenhausen のフローンホーフ1、山地すなわちロイケンタールのアプフェルドルフ Apfeldorf、ヴォルフスベルク Wolfsberg を、フーフエと非自由人またはこれらの各村落に付属するすべての物と共に〔自身の建立になる聖マルティンの祭壇に〕贈与した。証人：シャイアン伯オットー、シャイアン伯アルノルトとその息子コンラート、この親子はしかし後にダハウ城塞を所有するとともにこの城塞から姓を導き出した、その後ヴィッテルスバッハ城塞をも所有したオットー・フォン・シャイアンとウルリッヒ・フォン・シャイアンの兄弟……Perichtoldus vero comes de Burgeke hec : Holzchirchen duos curtiferos et basilicam ibidem cum habito iure, Perga ecclesiam cum decima, et Lampershusen unum curtiferum,

Etelshusen item ecclesiam cum decima et tribus curtiferis, Wachenhoven curtiferum unum, Simechenhusen quatuor mansos, Waltgerhoven ecclesiam cum decima et curtiferos duos, Ehingan aecclesiam et curtiferum unum et Trongensteten, Bufenhusen unum curtiferum, Affoltrach, in montanis videlicet in Luihental Wolfsperch, cum mansis et mancipiis seu rebus quibusque ad loca hec singula pertinentibus. Testes : Otto comes de Schyren, Arnoldus comes et filius eius Chounradus de Schyren, sed postea Dachawe castrum possederunt unde et nomen traxerunt, Otto et Oudalricus fratres de Schyren, qui etiam postea castrum Wittelenspach possederunt,」(下線 = 筆者)³⁰。

この史料から、ブルゲック伯ベルトルトはホルツキルヒェン、バルク・イム・ガウ、ラムパーツホーフエン、エーデルスハウゼン、ヴァッヒェンホーフエン、ジクマーツハウゼン、ヴァルカーツホーフエン、エヒング、グライ

30 Jaffé, MGH SS 17, S.619, Absatz 13 ; Stephan, Traditionen Scheyern, Tr.5d, S.17f ; MB X, S.390, 446 ; Böhmer, Fontes III, S.506f ; Joannis, Chronicon Schirensis, 12. この史料で言及されている場所の比定はStephan, Traditionen Scheyern, Tr.5d), S.12に基づく。さらに、この比定に関しWagner, Graf Berthold und die Civitas Burgeck, S.103, 105を参照。ホルツキルヒェンはGem. Ehekirchen (Auto Atlas Deutschland-Europa 92/93, S.144C2) に属する。バルク・イム・ガウの位置に関しebenda, S.145 D2を参照。ラムパーツホーフエンはGem. Berg im Gauに属する (ebenda, S.145 C/D2)。エーデルスハウゼンは都市Schrobenhausenに属する (ebenda, S.145 D2)。以上の場所はすべてLK Neuburg-Schrobenhausenに位置する。ヴァッヒェンホーフエンはGem.Aindling LK Aichach-Friedbergの近傍Gaulzhofenの近くに位置する (ebenda, S.144B3)。ジクマーツハウゼンはGem. Rörmoosに (ebenda, S.145E4)、ヴァルカーツホーフエンはGem. Erdwegに属し (ebenda, S.147D1)、双方ともLK Dachauに位置する。エヒングEchingはLK Landsbergに属するGem.である (ebenda, S.157C/D2)。グラインシュテッテンGrainstettenはGem. Scheyern LK Pfaffenhofenの一地区である (ebenda, S.145E3)。ピーゼンハウゼンはGem.Marquardstein LK Traunsteinの一地区 (ebenda, S.159E4)、アプフェルドルフはGem. St. Johann in Tirol (裁判区キッツビューエルKitzbüchel) の一地区である (ebenda, S.166C3)、ヴォルフスベルクは都市Pfaffenhofenを構成する村落である (ebenda, S.145E3)。

ンシュテッテン、ピーゼンハウゼン、アプフェルドルフとヴォルフスベルクという12カ所の所領を、聖マルティンの祭壇ないしアイゼンホーフエン修道院に贈与したことで、換言すれば彼が従来保持してきた所領を修道院領に転換したことが明らかとなる。P・フリートが作成した地図からも一見して明らかのように、そのうちピーゼンハウゼンとアプフェルドルフは遠方のアルプス山麓に位置するバイリッシュツェルとフィッシュバウの両修道院に近い場所に位置することを除けば、その他10カ所の所領はむしろバルトルトのブルゲック城塞、シャイアン家のシャイアン城塞、グラネック城塞（アイゼンホーフエン修道院）の周辺地に位置する³¹。

この三つの城塞の位置関係に関し、グラネック城塞（アイゼンホーフエン）からシャイアン城塞までは上述のように北東へ約20km、シャイアン城塞からブルゲック城塞（Gem. Pöttmes）までは北北西へ約25km、ブルゲック城塞からグラネック城塞（アイゼンホーフエン）までは南南東へ約30kmの距離である³²。バルトルトが保持する二つの城塞と所領との位置関係を見るならば、先ずグラネック城塞により近い距離にある所領はラインシュテッテン、ヴァルカーツホーフエン、ジクマーツハウゼン、エヒングの4カ所である³³。ブルゲック城塞により近い距離に位置する所領はヴァッヒェンホーフエン、ホルツキルヒェン、ラムパーツホーフエン、ベルク・イム・ガウ、エーデルスハウゼン、ヴォルフスベルクの6カ所である³⁴。これらの所領は【史料17】で語られるところの「全財産のうち」で「最も主要な部分を」をなす筈であるから、バルトルトは自身の城塞周囲に位置し、しかも最も重要な所

31 Fried (Hg.), *Chronik*, S.74.

32 グラネック城塞（アイゼンホーフエン）からシャイアン城塞までの距離について 上述47頁、またこれら3つの場所の位置関係についてFried (Hg.), *Chronik*, S.74 ; *Auto Atlas Deutschland-Europa*92/93, S.145E3 (Scheyern), S.144C2 (Burgeck=Gem.Pöttmes) und S.145D4 (Glaneck=Eisenhofen) を参照。

33 位置関係に関し、前出註(30)を参照。

34 前註を参照。

領群をアイゼンホーフエン修道院に贈与したことになる。したがって、ベルトルトはシャイアン伯が所有するシャイアン城塞の周辺地に位置し、しかも自身の最も重要な所領群をアイゼンホーフエン修道院に贈与したのである。

修道院に贈与された上記の所領の性格に関し、ブルゲック伯ベルトルトが修道院に贈与した所領（【史料21】）のうちホルツキルヒェン、ラムパーツホーフエン、エーデルスハウゼン、ヴァルカーツホーフエンの所領と、同じくシャイアン伯ベルンハルトが修道院に贈与した所領（【史料19】）のうちヘルツハウゼンとハウゼンは帝国レーエンであった³⁵。シャイアン伯ベルンハルトは修道院への基本財産設定のために自有財産と並び帝国レーエンをも利用したことは否定しえない。この共同建立者たちが、修道院に贈与した所領に関し特に皇帝から確認を受けたことは、このような事情に基づいて初めて説得的に説明することが可能である³⁶。

なお付随的に、【史料21】の末尾（下線部）で、シャイアン伯アルノルトとコンラートの親子は後にダハウ城塞を所有すると同時にこの城塞名に因む姓（フォン・ダハウ）を名乗ったことが明言されていることも、無視しえない重要な事実である。コンラートの家系は1184年に断絶する時までフォン・ダハウの姓を名乗った³⁷。他方で、コンラートの兄弟オットーは最初、12世紀初めに奥方の家系からもたらされた遺産たるグループGrub城塞に因んでフォン・グループvon Grubの姓を名乗ったが³⁸、その後オットーは領域支配権を構築するためにマングファルMangfall川流域に新たに建設したヴァライValley城塞に因んで1124/25年以降、フォン・ヴァライvon Valleyの姓を名乗るに至ったことも付記しておきたい³⁹。

35 ベルトルトの所領に関し、Wagner, Graf Berthold, S.106、ベルンハルトの所領に関し、ebenda, S.107を参照。

36 皇帝の諸証書に関しMB X, S.441-446 ; Hanser, Kloster Scheyern, S.104-111を参照。

37 Trotter, Grafen von Scheyern, S.30 Tafel I .

38 Scherbaum, Grafen Valley,S.272f.

39 Jaffé MGH SS 17, S.621, Absatz 17 : , ... comites de Grube habebant, qui et postea de castro de

いずれにしても、一方でベルトルト以外のアイゼンホーフエン修道院の三人の共同建立者、つまりシャイアン家のハツィガ、ベルンハルトとオットーの全員が、自分たちの建立になる聖ペトロ祭壇にはなく、ベルトルト・フォン・ブルゲックの建立になる聖マルティン祭壇に所領を贈与し、他方では、あまつさえベルトルト自身も聖職身分に入るわけでもないのに、所有する所領のうち本拠地（ブルゲック城塞と村落ペルガ）を残して、最も重要な部分ないし大部分といってもよいほど大量の贈与を実行したことは、再度確認されるべき異様な現象であると言わなければならない。この現象は、アイゼンホーフエン修道院に対する教皇の確認状及び当修道院への皇帝の特権付与状の双方の書状における修道院フォークトに関する記述とも関連する。

i. 教皇パスカリス2世の確認状（1104年11月7日）

この確認状の修道院フォークトに関する記述は以下の通りである。

【史料22】

「勿論、朕は上述のブルゲック伯ベルトルトを、ないしこの者に次いで〔シャイアン伯〕オットーを、汝らが最も優れたものとして選んだ〔シャイアン伯〕オットーの息子をもフォークトとすることを汝らに認める。これに対し、この者たちもその他の者たちも当修道院のフォークタイを世襲のものとして要求することは許されないものとする *Sane advocatum vobis supradictum Bertuldum comitem vel post eum Ottonem concedimus, filium quoque Ottonis, quem potissimum elegeritis. Ceterum nec ipsis nec aliis advocatiam loci liceat quasi hereditariam vindicare*」⁴⁰。

Valleie nuncpati sunt [グループ伯は…を有し、またこの伯はその後ヴァライ城塞に因んで姓を名乗った]; Scherbaum, Grafen Valley, S.271, 292.

40 MB X, S.439-441, hier S.439; Stephan, Urkunden Scheyern, Nr.2, S.5ff.; Hanser, Kloster

したがって、教皇パスカリス2世がアイゼンホーフエン修道院の最初のフォークトとして認証したのはブルゲック伯ベルトルトなのであった。アイゼンホーフエンの共同建立者たるシャイアン伯オットーは、先のフィッシュバッハウの修道院フォークトだったことを考慮するならば、この度もアイゼンホーフエン修道院の最初のフォークトを務めるのがむしろ自然な成り行きであったように思われる。しかしそうならなかったのは、シャイアン家のハツィガ、ベルンハルトとオットーという当初の共同建立者の全員が、正に意識的に利益を与える目的によりブルゲック伯ベルトルトが建立した聖マルティン祭壇に異様ともいえるほどに片務的にかつ一方的に多くの所領を贈与したことと軌を一にしている。換言すれば、シャイアン家の人々による上記の贈与とベルトルトによるフォークト就任は、これを通じてベルトルトの歓心を買って修道院の共同建立者に誘うと同時に、その大部分の所領を修道院の基本財産として贈与させようとするシャイアン家の人々、とりわけオットーの意図によるものであったと結論せざるをえない。しかも、史料の末尾で世襲フォークタイが禁止されていることも注目される。

この問題に関し、P・フリートは、ベルトルトによるフォークト就任は、シャイアン家の人々によるベルトルトの聖マルティン祭壇への所領譲渡によると述べる⁴¹。R・ヴァーグナーはシャイアン伯たちが「ブルゲック伯ベルトルトに対する好意的な態度すなわち伯ベルトルトの祭壇への所領の譲与を通じて、伯ベルトルトの所領をもこの建立に取り込むようこの人物を動かした」⁴²、あるいはいみじくも「ヴィッテルスバッハ家はその親戚の一人、ブルゲック伯ベルトルトをして、彼が所有する財産上の権利を自家の修道院建立のために提供させた。ヴィッテルスバッハ家はベルトルトを安心させるために最初に、彼に修道院フォークタイを委ね、またこれと同時にこの所領に対

Scheyern, Beilagen I, S.102 6b.

41 Fried, Zur Frühgeschichte, S.21.

42 Wagner, Graf Berthold, S.91.

する裁判権力〔＝フォークタイ裁判権〕を委ねた」と指摘する⁴³。P・フリートとR・ヴァーグナーの以上の見解は適切なものと評価される。

ii. 皇帝ハインリッヒ5世の特権付与状（1107年1月3日）

この特権付与状の中で皇帝により再度修道院フォークトに関する規律が行われた。その記述は以下の通りである。

【史料23】

「… さらに同伯たち〔＝シャイアン伯オットーとブルゲック伯ベルトルト〕は、現在、朕により同人たちの中から同修道院のフォークトとして一名、すなわち伯オットーが、またこの者の次に、もし同人と同様にひとえに自身の魂の救いのために修道院とこれに属する付属物を守護することに熱心に努めたならば、年長者すなわち同人の息子オットーが承認されるよう懇願している.... Rogant etiam predicti comites per nos concedi predictae celle advocatum unum ex ipsis, Ottonem scilicet comitem, nunc, et post eum seniore dumtaxat filium eius Ottonem, si sicut ipse comes, pro remedio anime solummodo sue monasterium et ad hec pertinentia defendere satagerit.」⁴⁴。

教皇によるブルゲック伯ベルトルトの承認からわずか約二年後に、この皇帝の特権付与状はこの人物ではなくシャイアン伯オットーを修道院フォークトとすることを承認しただけではなく、この者の後にその長男がフォークトの地位を継承すること、つまり上記の教皇による確認状と対照的に当フォー

43 Wagner, Graf Berthold, S.107.

44 MGH DH V, Nr.12 (online-Ausgabe) ; MB X, S.444 ; Stephan, Urkunden Scheyern, Nr.3, S.7ff., hier S.11 ; Hanser, Kloster Scheyern, Beilagen II, S.108 5a) 1107.

クタイをシャイアン伯の世襲フォークタイとして保持することを承認している。次に、フォークトが1104年に就任したばかりのブルゲック伯ベルトルトから、早くも1107年にシャイアン伯オットーに交替したことの意味を考察することにしたい。

最初のフォークト・ベルトルトはハツィガ、その二人の息子ベルンハルトとオットー等シャイアン家の人々が贈与した上記の所領及びベルトルト自身が贈与した上記の所領から構成されるアイゼンホーフエン修道院領の全体に対し、フォークタイ裁判権を始めとするフォークト支配権を獲得し行使した筈である。ところが、1107年に至り今度はシャイアン伯オットーがベルトルトの地位を襲い、最終的にアイゼンホーフエン修道院領の全体に対しフォークト支配権を獲得したのである。これにより、シャイアン家はベルトルトが修道院に贈与した上記の所領、つまり彼の「最も主要な部分」を新たに自家のフォークト支配権に組み入れることに成功したのである。

この問題に関し、R・ヴァーグナーは「シャイアン伯の権力政策的な計画もまたアイゼンホーフエン修道院建立の基礎にあった。この伯はこの修道院の所領に対するフォークタイを獲得しようと努めたが、このことは、彼らの視点から見て、この修道院領の従属民に対する権力〔の獲得〕を意味した」と極めて直截に指摘している⁴⁵。P・フリートもまたこのヴァーグナーの指摘を踏まえ、「ベルトルトはあたかもその親戚オットー・フォン・シャイアンによりそのフォークタイから押し退けられたように思われる」と述べている⁴⁶。我々はR・ヴァーグナーとP・フリートの以上の見解に賛成することができる。

さらに「この〔1107年皇帝ハインリッヒ5世の〕特権付与状では、——修道院に入ったと言われているので——恐らくフォークタイを放棄したベルトルトはもはや言及されず、オットー……とその息子だけが言及される」とい

45 Wagner, Graf Berthold, S.91.

46 Fried, Zur Frühgeschichte, S.21.

うB・ハンザ — Hanserの指摘⁴⁷、さらに「その後、この人物 [=ブルゲック伯ベルトルト] は(自由意思で?) フォークタイを放棄したと推定される。なぜなら、彼はこのUrk.3 [=皇帝ハインリッヒ5世のアイゼンホーフエン修道院への特権付与状] の中では、もはや[フォークトとしては] 言及されていないからである」というM・シュテーファンStephanの指摘は⁴⁸、P・フリートの見解を強く支持するものと言わなければならない。

最後に、修道院フォークトによる権力拡大の具体相を極めて正確に捉えていると評価されるF・ゲンツィンガーの見解を掲げておきたい。つまり「表面的に見るならば、教会への貴族の多くの贈与は力の蓄積と所領の一円化との原理と矛盾するであろうが、いくら評価しても評価するのが難しい教会的要素と並び、以下のことが看過されてはならない。つまり、修道院の所領と従属民に対するフォークト支配権は、修道院を侯家の勢力範囲に取り込み、または実にこの勢力範囲をその他の人による贈与に基づき拡張しさえしたことである。後者のこと [=この勢力範囲をその他の人による贈与に基づき拡張したこと] は、……アイゼンホーフエン修道院の場合に観察することができる。これはブルゲック伯ベルトルトが建立の際にその所領の大部分を投入し、また最初にフォークトとして任命された時のことである。しかしその後最早[シャイアン=] ヴィッテルスバッハ家のみがフォークトとして現れる。したがって、[シャイアン=] ヴィッテルスバッハ家はブルゲック伯の以前の所領に対してもまた支配権を獲得した」と⁴⁹。

なお、オットーはアイゼンホーフエン修道院建立と同時に自身のフォークト職の承認を求めて明らかに皇帝ハインリッヒ5世に頼ったが、皇帝は当時世界の「あるべき秩序」を巡り教皇と激烈な闘争の渦中にあったことも看過しえない事実である。

47 Hanser, Kloster Scheyern, S.17.

48 Stephan, Urkunden Scheyern, Vorbemerkung zu Nr.3, S.8.

49 Genzinger, Grafschaft und Vogtei, S.120 (rechts).

iii. フォークトの権利義務

修道院フォークトの権利義務に関する記述は教皇カリクスト2世の上記の
 確認状には見られないが、しかし皇帝ハインリッヒ5世の上述の特権付与状
 に存在する。その記述は以下の通りである。

【史料24】

「……さらに、同人たちにもその他の者たちにも修道院のフォークタイ
 を世襲のものとして要求することは許されない。正に修道院長が要請す
 るときに、この者たちは(A) 国王から適法な罰令権を受領し、また必要
 となったならば(B) 年に三度、あるいは(C) 同修道院であるいはどこで
 あれ若しくは修道院長が望んだときに、同人により召喚されて来て、ま
 たそこで修道院の事件と急務のために厳粛に適法な裁判集会を開催する
 ものとする。しかし、この者たちは(D) 罰金の三分の一〔=盗人の動産
 の三分の一〕、及び、同じくその他の自由な修道院のその他のフォーク
 トが(E) 窃盗、違法行為と教会の蠟負担民とその他の同種のものに関し
 て受領する慣習法上の贖罪金と人命金、及び三度の裁判集会のその裁判
 日に毎日1マルターの穀物、及び何であれ万民法上フォークト職に伴う
 財貨以外の収益、権利、または恩恵を、この裁判集会のために自身に与
 えられないことを認めるものとする。さらに、同フォークトは自身のた
 めの下級フォークトを選任することなく、また端的にいかなる動機によ
 るのであれ暴力行為〔ないし〕略奪を修道院長やファミリア〔従属農民〕
 に加えないものとする。同じく朕により定められるよう懇願して
 いる。……Ceterum nec ipsis nec aliis advocatiam loci liceat quasi hereditariam
 vindicare. Hii denique Abatte petente (A) accipiant bannum a rege legitimum
 et (B) ter in anno, si necesse fuerit, aut (C) in ipsa cella, aut ubicumque vel
quando abbati placuerit invitati ab illo veniant et ibi placitum iustum pro causis

et necessitatibus monasterii rite peragant. Nullum autem aliud servicium, ius aut beneficium sibi pro hoc concedi recognoscant, nisi (D) tertium bannum et consuetudinariam iustitiam et legem, quam ceteri advocati in aliis monasteriis item liberis habent super (E) fures, proterviam et censuales et cetera talia, et in illis trium placitorum diebus in unoquoque unum maltrum de frumento et ad hoc quelibet iuxta ius gentium pertinentia. Preterea item rogant per nos decerni, ut advocatus idem non subadvocatum pro se faciat nec prorsus aliquam qualibet ratione calumniam [vel] pervasionem monasterio, abbati vel familie faciat.」(下線 = 筆者)⁵⁰。

この史料において、先ず下線部(A)の国王による罰令権授与は、改革修道院を帝国に結びつける唯一の紐帯であり、フォークトが帝国法上国王に代わり権能を行使する地位にあるという意味をもっていた⁵¹。下線部(B)の「年に三度」の裁判集会とは、「年に三度」の言葉が示すように定期裁判集会であり、主に贖罪金システムに基づく贖罪裁判所であった⁵²。また、当時はまだ国王罰令権と定期裁判集会はいずれも贖罪金システムに立脚したために、極めて密接な関係にあった⁵³。下線部(C)の「適法な裁判集会」とは、「修道院長が望んだときに」あるいは「修道院の事件と急務のために」の表現も示すように、臨時裁判集会である。この裁判所は流血裁判所であり、ここでは贖

50 MB X, S.444 ; Hanser, Kloster Scheyern, Beilagen II, S.108 5a) 1107 ; Stephan, Urkunden Scheyern, Nr.3, S.11.

51 Hirsch, Hohe Gerichtsbarkeit, S.177 [ヒルシュ著、若曾根健治訳『高級裁判権』、第二部(三)、295頁上段。ただし、訳文は筆者による。以下同様]。

52 Hirsch, Hohe Gerichtsbarkeit, S.72[上掲若曾根訳、第一部(四・完)、42頁下段], S.193[上掲若曾根訳、第二部(四)、200頁以下]。

53 Hirsch, Hohe Gerichtsbarkeit, S. 176 [上掲若曾根訳、第二部(三)、293頁下段], S. 178 [上掲若曾根訳、第二部(三)、296頁上段]。

罪裁判権ではなく実刑（流血）裁判権が行使された⁵⁴。下線部(D)の「罰金の三分の一」とは、処刑された盗人の遺産（動産）の三分の一を意味する⁵⁵。下線部(E)のラテン語 „fures, proterviam“〔窃盗、違法行為〕は、シュヴァルトツヴァルトのヒルザウ修道院を範とする南ドイツの改革修道院の史料に現れるドイツ語 „dieb und frevel“〔窃盗、違法行為〕に対応する言葉であり⁵⁶、高級裁判権により裁判される事件を総称する最古の定式文言である⁵⁷。この最古の高級裁判定式文言の基礎をなしたのは、高級裁判事件の不名誉な事件と名誉な事件への二分割であった。つまり、証書作成者は不名誉な事件と名誉な事件の全体の中から、その各々を代表する個別的な事件として、それぞれ「窃盗」(dieb, fures)と「違法行為」(protervia, frevel)を選び出すことにより、高級裁判権を表現したのである⁵⁸。こうして、「窃盗と違法行為」(dieb und frevel, fures et protervia)の文言により高級裁判事件の全領域が示され、「窃盗」(dieb, fures)の語は高級裁判権保持者の実刑裁判権 *peinliche Befugnis*、「違法行為」(frevel, protervia)の語はその贖罪裁判権 *sühnegerichtliche Befugnis*と見なされた。ただし、「違法行為」事件にも生命身体刑を科されることがあり、窃盗は常に死刑（絞首刑）に処せられる結果をもたらしたのではない。「窃盗」事件と「違法行為」事件についての裁判所は、高級贖罪裁判

54 Hirsch, *Hohe Gerichtsbarkeit*, S. 72〔上掲若曾根訳、第一部（四・完）、42頁下段〕, S.194〔上掲若曾根訳、第二部（四）、202頁下段〕。

55 Hirsch, *Hohe Gerichtsbarkeit*, S. 89〔上掲若曾根訳、第一部（四・完）、64頁〕, S. 136〔上掲若曾根訳、第二部（二）、60頁下段〕

56 Hirsch, *Hohe Gerichtsbarkeit*, S.141 und ebenda Anm.23〔上掲若曾根訳、第二部（二）、66頁及び註(23)〕; Wohlhaupter, *Hoch- und Niedergericht*, S.261.

57 Hirsch, *Hohe Gerichtsbarkeit*, S.88〔上掲若曾根訳、第一部（四・完）、63頁下段-64頁上段〕; Wohlhaupter, *Hoch- und Niedergericht*, S.261; Mitteis, Heinrich-Heinz Lieberich, *Deutsche Rechtsgeschichte*, 19. Aufl., 1992, S.194〔第11版（1969年）の邦訳、世良晃志郎訳『ドイツ法制史概説改訂版』、1971年、288頁〕。

58 Hirsch, *Hohe Gerichtsbarkeit*, S.88〔上掲若曾根訳、第一部（四・完）、63頁下段～64頁上段〕, S.160〔上掲若曾根訳、第二部（三）、269頁上段〕。

所Hochgerichtであると同時に流血裁判所Blutgericht（実刑裁判所）でもあった⁵⁹。「窃盗」と「違法行為」は和解が可能であると同時に不可能でもあった。「窃盗」であれ「違法行為」であれ、処罰の在り方を決定したのは、犯行が現行犯であったかどうかである。つまり犯行が既遂の後に投獄された犯人が被害者との和解に成功した場合に贖罪金の支払いにより犯罪を処理することができたが、成功しなかった場合には実刑に処された⁶⁰。

皇帝ハインリッヒ4世によるラント平和運動が契機となって、11世紀末期と12世紀初期こそが高級裁判権が発展してゆく決定的な時代であった⁶¹。正にこの時期に、古来の贖罪金刑法から、国家的手段により貫徹された新たな実刑刑法への転換が始まったのである。しかし、「窃盗、違法行為」（fures, proterviam）の高級裁判定式文言の用語で表現されアイゼンホーフエン修道院のフォークトたるシャイアン伯オットーに認められた高級裁判権は、現行犯であるか否かを基準として、実刑か贖罪金かという処罰の在り方を決定したことが示すように、実刑裁判権（流血裁判権）となり切っておらず、依然として（高級）贖罪裁判権と実刑裁判権（流血裁判権）の両要素を併せもち、この両者の中間段階にある。定期裁判集会で行使されるこのような高級裁判権のほかに、フォークトは上述のように、臨時裁判集会で流血裁判権を行使した。この裁判は現行犯に対する裁判であり、定期裁判集会における贖罪金裁判と共に高級裁判の古来の二元主義の一翼をなすものである⁶²。

フォークトの権利として、【史料24】では、三度の裁判集会のその裁判日毎に1マルターの穀物、及び一般にフォークト職に伴う財貨を認められた。他方で、フォークトは自身の下級フォークトを選任しないこと、いかなる理

59 Hirsch, Hohe Gerichtsbarkeit, S.88 [上掲若曾根訳、第一部(四・完)、64頁上段]。

60 Hirsch, Hohe Gerichtsbarkeit, S.160f. [上掲若曾根訳、第二部(三)、269頁下段～270頁上段]。

61 Hirsch, Hohe Gerichtsbarkeit, S.167 [上掲若曾根訳、第二部(三)、279頁下段]。

62 Hirsch, Hohe Gerichtsbarkeit, S.193f. [上掲若曾根訳、第二部(四)、200-202頁], S.198 [上掲若曾根訳、第二部(四)、206頁上段]。

由によるのであれ修道院長やそのファミリア〔従属民〕に暴力行為ないし略奪つまり苛斂誅求を加えないよう義務づけられた。

アイゼンホーフエン修道院への建立者一門による所領の贈与に関する考察は以上の通りである。続いて、その他の貴族によるこの新たな修道院への所領贈与をいくつか見ることにしたい。このような贈与もまた、修道院建立者と同時にフォークトたるシャイアン＝ヴィッテルスバッハ家には、上述したように、フォークト支配権に基づきその他の貴族による贈与により自家の勢力範囲を拡張しようとする目論見があったことを窺わせるのである。

【史料25】(1101-1102年)

「伯ハインリッヒ（2世）・フォン・レーゲンスブルクは余らに、自身がレーゲンスブルクで所有した葡萄畑を1つ……、以下の条件で、すなわち、……伯オットーの隣席の下で行うという条件で、確かに譲渡したHeinricus comes Ratisponensis contradidit nobis vineam quandam, quam Ratispone habuit,..... ea profecto condicione, ut hanc..., quod et...in presentia comitis Ottonis fecit.」⁶³。

伯オットーとは、ここまでの叙述でしばしば登場したシャイアン＝ヴィッテルスバッハ家の始祖オットーとハツイガ夫妻の息子、つまり外でもない当修道院の共同建立者のオットー（2世）である⁶⁴。したがって、この所領譲渡にはシャイアン家の意向が強く働いていたことが明確に現れている。なおアイゼンホーフエンから伯ハインリッヒ（2世）の所領の所在地レーゲンスブルクまでの距離は約100kmと、相当に遠距離である⁶⁵。

63 Stephan, Traditionen Scheyern, Nr.4.

64 Stephan, Traditionen Scheyern, Vorbemerkung zu Nr.4, S.11.

65 Auto Atlas Deutschland-Europa 92/93, 1992, Novo Editions, S.145D4 (Eisenhofen), S.135F3 (Regensburg) を参照。

【史料26】(1104年3月2日-1119年)

「ヴォルフォルトなる者は……、余らに（オーバー）ラッパツハの所領（フローンホーフ）1つを譲渡した。同所領は聖ペーター・スベルク＝アイゼンホーフエンの所有となる Quidam Wolfholt... , contulit nobis predium unum apud Laupach. Idem predium attinet montem sancti Petri Vsenhouen.」⁶⁶。

（オーバー）ラッパツハ（Ober-）Lappachの所領は聖ペーター・スベルク＝アイゼンホーフエン修道院の所有となるが、両地点間の距離は約13kmほどである⁶⁷。なおヴォルフォルトによるこの贈与は、後に建立されたシャイアン修道院の死亡者名簿においても伝承されている（3月13日の項）。すなわち „Wolvoldus, nostre congregationis conversus, dedit curiam“ [余らの修道院の助修士ヴォルフォルトはフローンホーフ（莊園）curiaをすでに贈与した]と⁶⁸。したがって、curiaは【史料26】に見える predium と同義で使われているので、prediumはcuria（フローンホーフ）の意味に理解してよいことになる。

【史料27】(1104年3月2日-1119年)

「二人の兄弟エドゥングとアダルベルトは余らに以下の所領（フローンホーフ）、すなわちゲルメリングGermering、ミンツベルクMintsberg、ビーブルクBibergをすでに譲渡した Duo fratres Edungus et Adelbertus contulerunt nobis predia hec : Germanningen,Perge, Piburch.」⁶⁹。

兄弟の一人アダルベルトによる譲渡は、後に建立されたシャイアン修道院の死亡記事にも伝承されている（2月10日の項）。すなわち „Adelbertus, hic

66 Stephan, Traditionen Scheyern, Nr.6.

67 Auto Atlas Deutschland-Europa 92/93, S.157D1 (Eisenhofen) , S.157D1 ((Ober-) Lappach).

68 MGH Necrologia III, S.134.

69 Stephan, Traditionen Scheyern, Nr.7.

contulit tres villicationes cum mancipiis“〔アダルベルトはこの機会に三つのヴィリカツィオー（フローンホーフ、荘園）を非自由人と共にすでに贈与した〕と⁷⁰。この事例もまたpredium (predia,pl.) の語をvillicatio (villicationes,pl.) つまりフローンホーフの意味に理解してよいことを示している。

位置関係に関し、ゲルメリングとミンツベルクの両地は現在ゲマインデ・シェヒェンGem. Schechenに属し、アイゼンホーフェンからこのゲマインデまでの距離は100km程度と遠隔地にある⁷¹。ビーベルクはゲマインデ・シェヒェンから西へ約10kmアイゼンホーフェン寄りに位置するので、アイゼンホーフェンからビーベルクまでの距離は約90kmである⁷²。ゲルメリング、ミンツベルク、ビーベルクはいずれもアイゼンホーフェンから遠隔地に位置することになる。

【史料28】（1104年3月2日-1119年）

「イルムガルトなる者は余らにリーデRiedeの所領（フローンホーフ）を贈与したQuedam Irmengardis dedit nobis predium unum apud Riede.」⁷³。

リーデは後のリートホーフRiedhofであるが、これは廃村となった⁷⁴。位置はロットバッハRottbach（ラントクライス・ヒュルステンフェルトブルックFürstenfeldbruckのゲマインデ・マイザッハGem. Maisach）の近くである。アイゼンホーフェンからロットバッハまでの距離はおよそ10kmである⁷⁵。

70 MGH Necrologia III, S.134.

71 Auto Atlas Deutschland-Europa 92/93, S.157D1 (Eisenhofen), S.159D3 (Germering), S.159C/D3 (Mintsberg), S.159C/D3 (Gem.Schechen).

72 Vgl. Ebenda, S.157D1 (Eisenhofen) und S.158C3 (Biberg).

73 Stephan, Traditionen Scheyern, Nr.8.

74 Vgl. Regest zu Stephan, Traditionen Scheyern, Nr.8.

75 Auto Atlas Deutschland-Europa 92/93, S.157D1 (Eisenhofen), S.157D1 (Rottbach).

【史料29】(1104年3月2日-1119年)

「ハインリッヒなる者は余らにヌツパツハの所領(フローンホーフ)を贈与したQuidam Heinricus dedit nobis predium apud Nuzpach」⁷⁶。

村落ヌツパツハはアイゼンホーフエン修道院の比較的近い周辺地に位置した。またこの所領は極めて早くに廃村化したようである⁷⁷。

【史料30】(1104年3月2日-1119年)

「ヘルブルクなる者は余らに(ヴェーニヒ)ミュンヒェンの所領(フローンホーフ)を譲渡したQuedam Herburgis contulit nobis predium apud Munchin.」⁷⁸。

(ヴェーニヒ)ミュンヒェン(Wenig-)Münchenはゲマインデ・エゲンホーフエンGem. Egenhofen(ラントクライス・ヒュルステンフェルトブルック)に属し、アイゼンホーフエン修道院からこの地までの距離は約10kmと、それほど遠隔地ではない⁷⁹。

【史料31】(1104年3月2日-1119年)

「貴族たるディートリッヒ・フォン・ペレハイムなる者はその妻アデルハイトと共に、フィーハウゼンのフローンホーフを二つ余らに贈与した。……Dietricus quidam nobilis de Peleheim cum coniuge sua Adelh(eide) contulit nobis duos curtiferos Vihehusen. ...」⁸⁰。

76 Stephan, Traditionen Scheyern, Nr.9.

77 Vorbemerkung zu Stephan, Traditionen Scheyern, Nr.9.

78 Stephan, Traditionen Scheyern, Nr.10.

79 Auto Atlas Deutschland-Europa 92/93, S.157D1 (Eisenhofen), 157D1 (Gem.Egenhofen).

80 Stephan, Traditionen Scheyern, Nr.11 ; MB X, S.398.

フィーハウゼンViehhausenは現在都市ダハウに属する。位置関係に関し、アイゼンホーフエン修道院からダハウまでの距離は約13kmであり、互いにそれほど隔ってはいない⁸¹。

【史料32】(1110-1119年)

「イルムガルトという名の貴族たる婦人はその息子オットー及びメギンハルトと共に、ルメルツハウゼンの所領（フローンホーフ）と教会を全く異論なく、またズルツェモースの1フーフエの土地を余らにすでに譲渡した。またこの1フーフエの土地はベルク・イム・ガウの十分の一税と引換でアウクスブルク教会に譲渡された。……Quedam nobilis matrona Irmegard (is) nomine cum filiis suis Ottone et Meginh(ardo) tradiderunt nobis predium in Rumeltshusen et ecclesiam absque omni contradictione et mansum unum in Sulzemos. Hec huba data est concambio ad Augustam pro decima in Perge. ...」⁸²。

アイゼンホーフエンからルメルツハウゼンRumeltshausen とズルツェモースSulzemoosまでの距離は、それぞれ7.5kmと6km⁸³、またアイゼンホーフエンからベルク・イム・ガウまでの距離は約33kmである⁸⁴。ベルク・イム・ガウはズルツェモースと比較してアイゼンホーフエンから遙かに遠くに位置することが目立つ。

シャイアン＝ヴィッテルスバッハ家の建立者たち以外の貴族による以上8件の贈与事例を纏めるならば、1101年から1119年までのほぼ20年間という比

81 Auto Atlas Deutschland-Europa 92/93, S.157D1 (Eisenhofen), 157E1 (Dachau,Viehhausen).

82 Stephan,Traditionen Scheyern, Nr.12.

83 Auto Atlas Deutschland-Europa 92/93, S.157D1 (Eisenhofen), 145D4 (Rumeltshausen und Sulzemoos).

84 Auto Atlas Deutschland-Europa 92/93, S.157D1 (Eisenhofen), 145D2 (Berg im Gau).

較的短期間に、葡萄畑1、フローンホーフ10、教会1、1フーフエの土地が新たにアイゼンホーフエン修道院領に加わったことが明らかとなる。特に10カ所のフローンホーフに対する荘園支配権、及び一カ所とはいえその付屬所領を伴うのが確実な教会に対する支配権の増加は、修道院から見て相当に大きな所領の拡大であり、また他方でこのことは同時に、修道院領に対しフォークト支配権を行使するシャイアン=ヴィッテルスバッハ家から見ても自家の勢力範囲の拡張を意味したことは言を俟たないといえることができる。したがって、以上8つの贈与事例、特にシャイアン伯オットーによる贈与行為への臨席を明言する【史料25】もまた、シャイアン家の勢力拡大の意図ないし政治的宗教意識を明確に窺わせるものと結論される。

[付記 本稿は令和4年度日本学術振興会科学研究費助成事業（基盤研究(C) 課題番号19K01246）に基づく研究成果の一部である]。